

# テーマ：農産品の輸出促進策

---

令和2年11月14日

農林水産省

# 農林水産物・食品の輸出額の推移

(単位：億円)

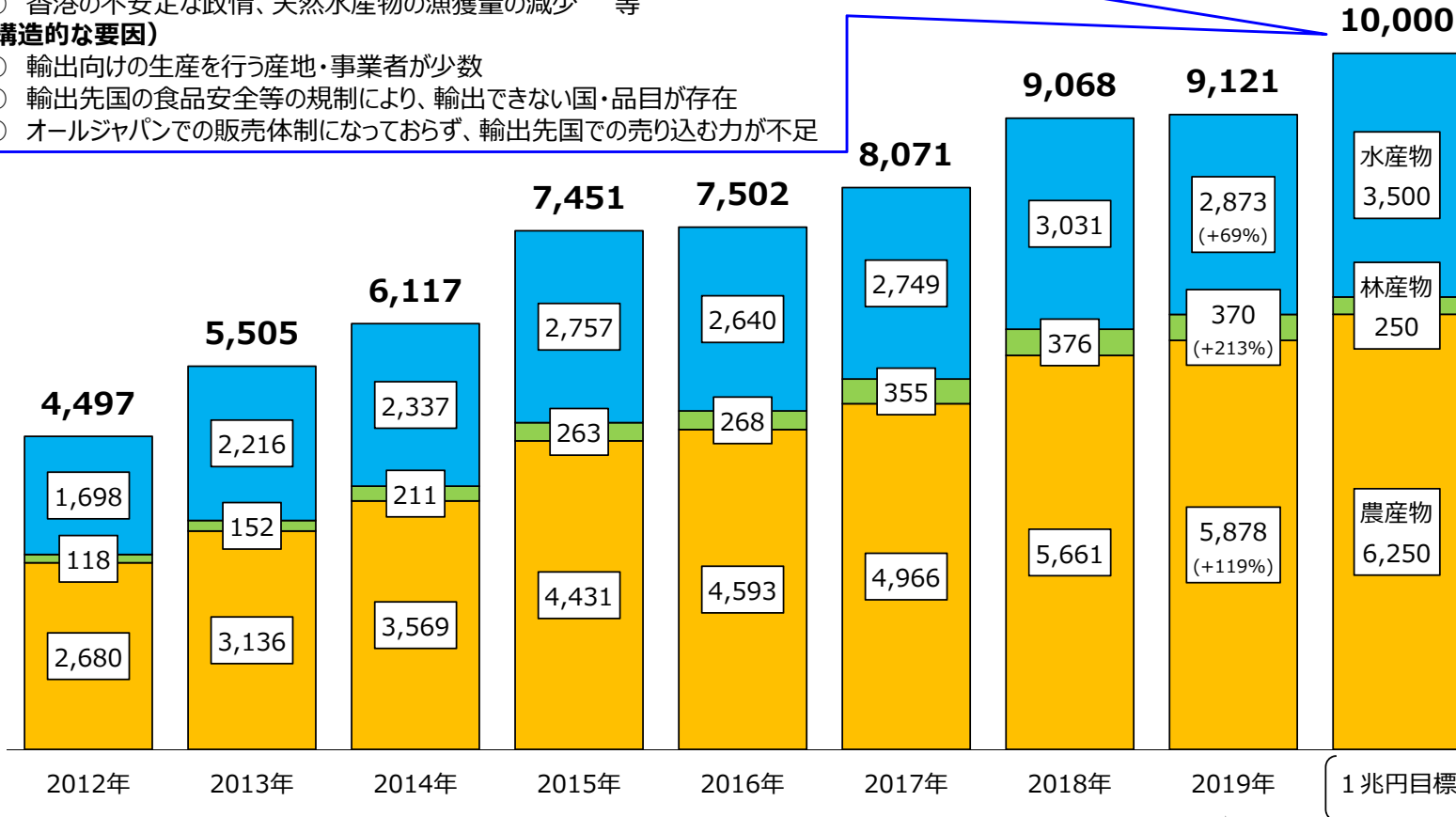
## 【2019年の輸出額が9,121億円にとどまった要因】

### (一時的な要因)

- 香港の不安定な政情、天然水産物の漁獲量の減少 等

### (構造的な要因)

- 輸出向けの生産を行う産地・事業者が少数
- 輸出先国の食品安全等の規制により、輸出できない国・品目が存在
- オールジャパンでの販売体制になっておらず、輸出先国での売り込み力が不足



2012年から2019年の7年間で2倍に増加

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

## これまでの取組とその成果

・ 近年、農林水産物・食品の輸出拡大に向けては、以下に重点を置いて取組。

- ① 輸出先国の規制やニーズに対応した輸出産地の育成
- ② 輸出を円滑化するための手続の整備
- ③ 高品質といった日本の強みを生かした海外でのPR及び販路開拓
- ④ 輸出先国の規制の緩和・撤廃

### これまでの取組とその成果

#### ① 輸出産地の育成

- 2018年から農林水産物・食品輸出プロジェクト（G F P）の取組を開始するとともに、2019年からG F Pグローバル産地を形成する生産者等を支援。
- グローバル産地については、2019年に28産地、2020年に63産地となり、現在、輸出に向けた生産体制の整備を行っているところ、事業開始後3～4年後の計画では、輸出額が約49億円／年（現在：約62億円→約111億円）増加する見込み。

#### ② 輸出を円滑化するための手続の整備

- 輸出促進法に基づき、農林水産物・食品輸出本部を設置し、進捗管理を行うこと等により施設認定の迅速化（2年以上かかったケース→半年程度）や、輸出証明書の発給の利便性を向上。

#### ③ 海外でのPR及び販路開拓

- 2013年からJETROによる輸出事業者への総合的な支援を実施するとともに、2017年にJFOODOを創設し、現地でのプロモーションを実施。
- JETROについては、2015年から2019年の5年間で1,027億円の成約額を達成し、JFOODOについては、プロモーション参加者の輸出額が前年度と比較して、2018年は116%、2019年は106%と毎年伸びている状況。

#### ④ 輸出先国の規制の緩和・撤廃

- 輸出促進法に基づき、農林水産物・食品輸出本部を設置し、政府一体となって輸出先国との協議を推進。放射性物質関連の規制については、原発事故に伴い規制を設けた54の国・地域のうち、36の国・地域で撤廃。

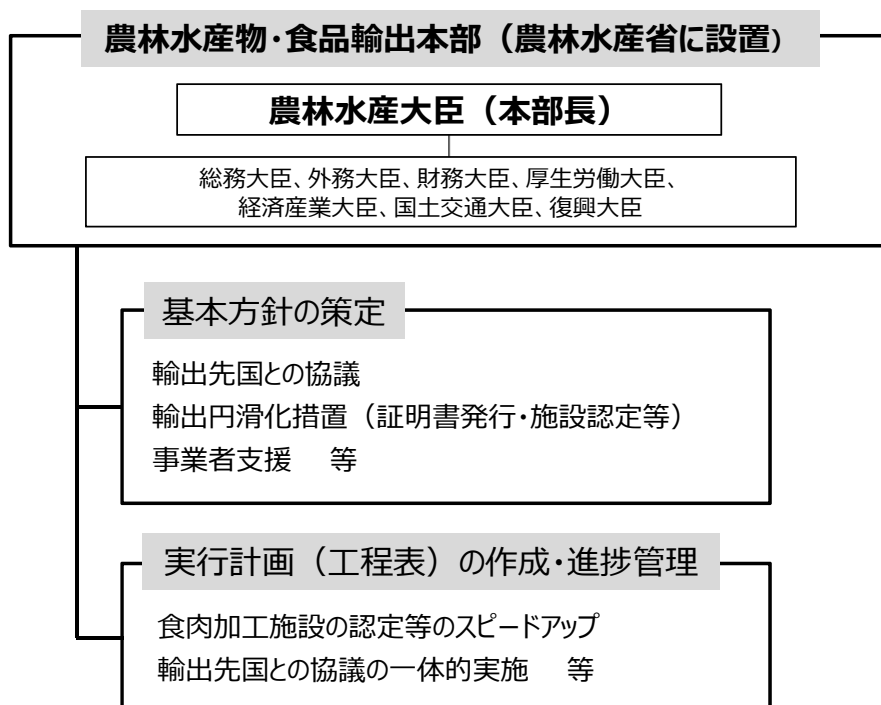
## 新たな輸出目標の達成に向けた今後の対応

- 新たな輸出目標の達成に向けては、以下の課題を解決する政策を推進していくことが必要。
  - ① 輸出先国の規制やニーズに対応する生産は試行錯誤が必要であり、輸出向けの生産を行う産地・事業者が少数
  - ② 輸出先国の食品安全等の規制により、輸出できない国・品目が存在
  - ③ オールジャパンでの販売体制になっておらず、輸出先国での売り込む力が不足
  
- 先日（10月1日）に開催された輸出関係閣僚会議において、新たな輸出目標に向けて、当面必要となる具体的な戦略を年末までに策定することとなっており、以上の課題も踏まえつつ、以下の観点から、戦略の検討を行っているところ。
  - ① 輸出にチャレンジする農林水産業者を強力に後押しし、その取組を全国展開すること
  - ② 関係省庁一体となった体制を作り、各国の輸入規制の緩和に取り込むこと
  - ③ 輸出に対応できる施設の計画的な整備を進めること
  - ④ 品目別の具体的な目標を設定すること

# 農林水産物・食品輸出本部の取組状況

- 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、本年4月1日に農林水産省に農林水産物・食品輸出本部を設置。
- 同本部の下、実行計画等に基づく輸出先国による規制への対応や、事業者の負担軽減等輸出の円滑化への対応を実施。

## 農林水産物・食品輸出本部の創設



## 事業者のための輸出の円滑化への対応

### 1 証明書発行等の手続の法定化・一本化

これまで各省庁や都道府県等がそれぞれ通知に基づき行っていた手続を法定化し、国・品目別に定められていた約180の輸出証明書等の根拠通知を分かりやすく一本化し公表。

### 2 輸出についての一元的な相談窓口の設置

農林水産省に輸出に取り組む事業者からの相談を一元的に受け付ける窓口を設置。関係省庁等と共有できるデータベースを整備し、相談内容や回答を共有。

### 3 一元的な輸出証明書発給システムの整備

輸出事業者がオンラインシステム上で輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるよう、一元的な証明書発給システムを整備。原発事故関連証明書に加え、既に自由販売証明書をシステムの対象に追加。令和3年度までに全ての輸出証明書を対象に追加。

### 4 登録認定機関の登録

施設認定の迅速化を図るため、検査能力を有する民間検査機関として登録認定機関を登録（現在2機関。今後も増加。）。

# 輸出促進に向けた事業のアウトカム

